

○居宅介護支援事業所とうわ運営規程

平成20年5月1日

公営企業局訓令第11号

改正 平成20年11月1日公企訓令第17号

平成29年3月27日公企訓令第5号

令和6年3月29日公企訓令第3号

(事業の目的)

第1条 周防大島町が開設する居宅介護支援事業所とうわ(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に勤める。
 - 5 前項に掲げるほか、運営に関する基準を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所とうわ
 - (2) 所在地 山口県大島郡周防大島町大字西方571番地1
- (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人(常勤兼務職員1人、管理者と兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成16年周防大島町条例第32号)第3条第1項及び第9条に規定する日以外の日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 緊急時の対応として、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、利用者の自宅、利用者が指定した場所及び第3条に規定する事業所内とする。
- (2) 使用する課題分析票の種類は、アセスメント方式として書式化されたものの中から、利用者の求めるサービス計画作成に最も適したものを使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、第3条に規定する事業所内とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問回数は、少なくとも月1回とし、必要に応じて訪問する。
- (5) モニタリングの結果記録は、少なくとも月1回とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

(1) サービス計画の作成

ア サービス計画作成開始に当たっては、利用者及びその家族に対し、当該地区における指定居宅介護サービス事業者等(以下「事業者」という。)の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者及びその家族がサービスの選択が可能となるよう支援するものとする。

イ 介護支援専門員は、サービス計画作成に当たっては、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

ウ 介護支援専門員は、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画の原案を作成する。

エ 介護支援専門員は、サービス担当会議を招集し、又は照合を行う等により、当該サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

オ 介護支援専門員は、利用者及びその家族に対し、サービスの種類、内容及び費用等について説明し、文書により同意を得るものとする。

(2) サービス実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、事業者等との連携を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握、利用者の課題把握等を行い、必要に応じてサービス計画の変更、事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(3) 介護保険施設への紹介等

- ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、若しくは介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- イ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院、又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ指定サービス計画の策定等の援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、周防大島町とする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 当事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修年1回
 - (5) 感染症に関する研修年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、

従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、個人情報保護に関する方針を定め、適法かつ適正に取り扱うものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は病院事業管理者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年5月1日から施行する。

(周防大島町居宅介護支援事業運営規程の廃止)

第2条 周防大島町居宅介護支援事業運営規程(平成16年周防大島町公営企業管理規程第20号)は、廃止する。

附 則(平成20年11月1日公企訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月27日公企訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日公企訓令第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。